

(仮称)東根市立神町小学校分離校整備等事業

要求水準書



平成20年10月8日

東 根 市

<目次>

第1章 総則	1
1 本要求水準書の位置付け	1
2 一般事項	1
(1) 業務範囲	1
(2) 遵守すべき法令等及び適用すべき要綱・基準等	2
3 本施設の立地条件	3
(1) 立地場所	3
(2) 敷地面積	3
(3) 前面道路	3
(4) 地域地区	3
(5) 形態規制	4
(6) インフラ関係	4
(7) 地盤状況	4
(8) 埋蔵文化財関係	4
4 本施設の概要	4
(1) 施設機能	4
(2) 施設規模	4
(3) 主要諸室	4
第2章 本施設の整備に関する要求水準	6
1 本施設の全体に係る事項	6
(1) 意匠計画の考え方	6
(2) 景観・環境への配慮	10
(3) 構造計画の考え方	10
(4) 設備計画の考え方	11
(5) 造成工事及び周辺インフラとの接続	13
(6) 防災安全計画	14
(7) 寒冷地及び降雪対策	14
2 本施設の各所に係る事項	15
(1) 校舎棟	15
(2) 屋内運動場棟	23
(3) 学童保育所棟	26
(4) 屋外施設等	28
3 本施設の整備に係る設計業務に関する要求事項	31
(1) 設計業務	31
(2) 設計図書等	31
4 本施設の整備に係る建設業務に関する要求事項	31
(1) 近隣対応等	31
(2) 安全対策	31
(3) 環境対策	31
(4) 既存施設等の保護	32
(5) 施工管理	32
(6) 廃棄物の処理	32
(7) その他	32
5 本施設の整備に係る工事監理業務に関する要求事項	33
(1) 工事監理業務	33

6	別途市が発注する工事等に関する事項	33
第3章	本施設の維持管理に関する要求水準	34
1	総則	34
	(1) 基本的考え方	34
	(2) 仕様書	34
	(3) 業務計画書	35
	(4) 業務報告書	35
	(5) 修繕・更新（補充）	35
	(6) パンフレット等の作成	36
2	建築物保守管理業務	36
	(1) 業務対象	36
	(2) 点検業務	36
	(3) 修繕・更新（補充）業務	36
	(4) 建築物保守管理業務記録の作成、保管及び提出	36
	(5) 事業期間終了時の検査	36
3	建築設備保守管理業務	37
	(1) 業務対象	37
	(2) 点検業務	37
	(3) 修繕・更新（補充）業務	37
	(4) 建築設備保守管理業務記録の作成、保管及び提出	37
4	昇降機設備保守管理業務	37
	(1) 業務の内容	37
	(2) 業務の実施等	38
	(3) 業務の報告	38
	(4) 利用者への通知	38
	(5) 遠隔監視装置付昇降機設備保守管理業務仕様書	39
5	屋外運動場・外構保守管理業務	39
	(1) 業務対象	39
	(2) 点検業務	40
	(3) 植栽維持管理業務	40
	(4) 修繕・更新（補充）業務	40
	(5) 事業計画地内の除雪作業	40
	(6) 屋外運動場・外構保守管理業務記録の作成、保管及び提出	40
6	什器備品等保守管理業務	41
	(1) 業務対象	41
	(2) 点検業務	41
	(3) 修繕・更新（補充）業務	41
	(4) 什器備品等保守管理業務記録の作成、保管及び提出	41
7	清掃業務	41
	(1) 業務対象	41
	(2) 業務内容	41
	(3) 清掃業務記録の作成、保管及び提出	42
8	警備業務	42
	(1) 業務内容	42
	(2) 警備業務記録の作成、保管及び提出	42
第4章	資料一覧	43

第1章 総則

1 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、東根市（以下「市」という。）が、（仮称）東根市立神町小学校分離校整備等事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、入札参加希望者を対象に交付する入札説明書と一体のものであり、本事業に関する本施設の整備業務、本施設の維持管理業務について、市が選定事業者に要求するサービスの水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を示すものである。

2 一般事項

(1) 業務範囲

選定事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）は、以下のとおりとする。

1) 本施設の整備業務

- ① 本施設の整備に係る調査業務及び関連業務
- ② 本施設の整備に係る設計業務及び関連業務
- ③ 本施設の整備に係る建設業務（敷地造成工事及び外構工事を含む。）及び関連業務
- ④ 本施設の整備に係る什器備品等（教材備品を除く。）整備・調達業務及び関連業務
- ⑤ 本施設の整備に係る工事監理業務及び関連業務
- ⑥ 本施設の整備に係るテレビ電波受信障害調査・対策業務及び関連業務
- ⑦ 本施設の整備に係る近隣対応・対策業務及び関連業務
- ⑧ 本施設の整備に係る各種申請等業務（開発許可申請、建築確認申請等）及び関連業務
- ⑨ 本施設の整備に係る市の補助金等申請手続等の支援業務
- ⑩ 本施設の整備に係る所有権移転（引渡し）に係る一切の業務

※ 上記⑨の「市の補助金等申請手続等の支援業務」には、会計検査院の検査にあたって必要となる資料作成の支援を含むものとする。

2) 本施設の維持管理業務

- ① 本施設の維持管理に係る建築物保守管理業務（修繕業務を含む。）
- ② 本施設の維持管理に係る建築設備保守管理業務（修繕業務を含む。）
- ③ 本施設の維持管理に係る昇降機設備保守管理業務（修繕業務を含む。）
- ④ 本施設の維持管理に係る屋外運動場・外構保守管理業務（修繕業務を含む。）
- ⑤ 本施設の維持管理に係る什器備品等保守管理業務（修繕業務を含む。）
- ⑥ 本施設の維持管理に係る清掃業務
- ⑦ 本施設の維持管理に係る警備業務
- ⑧ 本施設の維持管理に係る各種申請等業務及び関連業務

※ 上記以外の本施設の維持管理は、教職員又は児童が自ら行い、本事業の対象外とする。

※ 維持管理期間が、15年間と短期間であることから、事業期間内に大規模な修繕を要しないように、本施設の整備並びに維持管理を行うものとする。

※ 学校の運営及び維持管理（選定事業者が実施する本施設の維持管理業務を含む。）に係

る通常の光熱水費は、市の負担とする。

(2) 遵守すべき法令等及び適用すべき要綱・基準等

P F I 法及び基本方針のほか、以下に掲げる遵守すべき法令等及び適用すべき要綱・基準等による。

(遵守すべき法令等)

- 1) 地方自治法（昭和 22 年・法律第 67 号）
- 2) 建築基準法（昭和 25 年・法律第 201 号）
- 3) 都市計画法（昭和 43 年・法律第 100 号）
- 4) 消防法（昭和 23 年・法律第 186 号）
- 5) 下水道法（昭和 33 年・法律第 79 号）
- 6) 水道法（昭和 32 年・法律第 77 号）
- 7) 航空法（昭和 27 年・法律第 231 号）
- 8) 農地法（昭和 27 年・法律第 229 号）
- 9) 土地区画整理法（昭和 29 年・法律第 119 号）
- 10) 水質汚濁防止法（昭和 45 年・法律第 138 号）
- 11) 大気汚染防止法（昭和 43 年・法律第 79 号）
- 12) 騒音規制法（昭和 43 年・法律第 98 号）
- 13) 振動規制法（昭和 51 年・法律第 64 号）
- 14) 建設業法（昭和 24 年・法律第 100 号）
- 15) 労働安全衛生法（昭和 47 年・法律第 57 号）
- 16) 警備業法（昭和 47 年・法律第 117 号）
- 17) 健康増進法（平成 14 年・法律第 103 号）
- 18) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハー
トビル法）（平成 6 年・法律第 44 号）
- 19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年・法律第 137 号）
- 20) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年・法律第 117 号）
- 21) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年・法律第 104 号）
- 22) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年・法律第 20 号）
- 23) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年・法律第 48 号）
- 24) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年・法律第 49 号）
- 25) 学校教育法（昭和 22 年・法律第 26 号）
- 26) 学校保健法（昭和 33 年・法律第 56 号）
- 27) 学校給食法（昭和 29 年・法律第 160 号）
- 28) 児童福祉法（昭和 22 年・法律第 164 号）
- 29) 山形県景観条例（平成 19 年・山形県条例第 69 号）
- 30) 山形県みんなにやさしいまちづくり条例（平成 20 年・山形県条例第 24 号）
- 31) 山形県建築基準条例（昭和 36 年・山形県条例第 15 号）

- 32) 山形県屋外広告物条例（昭和 49 年・山形県条例第 59 号）
- 33) 東根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年・東根市条例第 4 号）
- 34) 東根市環境基本条例（平成 12 年・東根市条例第 41 号）
- 35) 神町北部地区地区計画（平成 18 年制定）
- 36) その他の関連法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また、本業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）についても遵守する。

（適用すべき要綱・基準等）

- 1) 小学校設置基準（文部科学省初等中等教育局）
- 2) 小学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設部）
- 3) 学校環境衛生の基準（文部科学省スポーツ・青少年局）
- 4) 水泳プール管理マニュアル（文部科学省体育局監修）
- 5) 建築工事安全施工技術指針
- 6) 建設工事公衆災害防止対策要綱
- 7) 建設副産物適正処理推進要綱
- 8) 東根市中高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱
- 9) 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 10) 建築鉄骨設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 11) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 12) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 13) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）※
- 14) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）※
- 15) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）※
- 16) その他関連する建築学会等の基準・指針等 ※

本業務の実施に当たっては、上記の要綱・基準（最新版）等を適用する。ただし、※印の付されている要綱・基準（最新版）等において性能・仕様等を規定している項目にあつては、これらを標準仕様として適用する。また、手続等を規定している項目にあつては、これらを参考仕様として準用するものとし、市がこれらと同等の効果があると認める場合においては、選定事業者の提案によることができる。

3 本施設の立地条件

- (1) **立地場所** 事業計画地 東根市神町北部土地区画整理地内 12 番街区
- (2) **敷地面積** 25,318.88 m²
- (3) **前面道路** 南側計画道路（都計 3・4・4 神町若木線）幅員 18.0m
東側計画道路（都計 3・4・5 一本木神町線）幅員 18.0m
- (4) **地域地区** 第一種住居地域
防火指定なし（法第 22 条区域）
都市計画区域内（市街化区域設定なし）

神町北部地区地区計画
航空法保護空域（制限表面）

- (5) 形態規制 建ぺい率 60%
容積率 200%

(6) インフラ関係

- 1) 上水道 「資料 8 上水道本管計画全体図」を参照のこと。
2) 下水道 「資料 9～12 公共下水道敷設図-1～4」を参照のこと。
3) 雨水排水 「資料 13 雨水排水処理区割図」、「資料 14 雨水放流先計画図」を参照のこと。

(7) 地盤状況

地盤の状況は「資料 16 ボーリング位置図・柱状図」を参照のこと。

(8) 埋蔵文化財関係

事業計画地は、埋蔵文化財関係の調査対象範囲外である。

4 本施設の概要

(1) 施設機能

本施設は、校舎棟、屋内運動場棟、学童保育所棟、屋外施設等により構成される。

(2) 施設規模

- 1) 校舎棟 6,500 m²（棟ごとの延べ面積提案は、±0%から+8%の範囲とする。）
2) 屋内運動場棟 1,280 m²（棟ごとの延べ面積提案は、±0%から+8%の範囲とする。）
3) 学童保育所棟 260 m²（棟ごとの延べ面積提案は、±0%から+8%の範囲とする。）
4) 屋外施設等 屋外プール、屋外運動場、校門、駐車場、植栽、その他とする。

- (3) 主要諸室 本事業に必要な主要諸室は、以下に掲げるとおりとする。なお、室ごとの面積の提案は、第2章の「2 本施設の各所に係る事項」に記載されている面積以上とする。

1)校舎棟	普通教室ゾーン	普通教室、特別支援教室、多目的教室	
	特別教室ゾーン	多目的ホール	多目的ホール、来客用便所、多目的（身障者対応）便所、多目的ホール（玄関）
		特別教室(A群)	理科室・理科準備室、家庭科室・家庭科準備室、図工室・図工準備室
		特別教室(B群)	音楽室・音楽準備室
		特別教室(C群)	図書コーナー・図書コーナー準備室（書庫）、コンピューターコーナー・コンピューターコーナー準備室
管理諸室ゾーン	校長室、職員室、技能士作業室、会議室、相談室、保健室、印刷室、放送室、教材資料庫、更衣室、湯沸室、来客・教職員用便所		

	給食関係室ゾーン	給食受入室、配膳室
	共用ゾーン	児童会室、学年用教材資料庫、昇降口（児童用玄関）・ホール・廊下・階段及び教職員用玄関、人荷用昇降機、児童用便所、ごみ集積室
2) 屋内運動場棟	屋内運動場ゾーン	屋内運動場（アリーナ）、ステージ、控えスペース
	共用ゾーン	屋内運動場用更衣室、いす収納庫・運動用具庫、屋内運動場用玄関・屋内運動場用連絡口等、屋内運動場用便所、屋内運動場用多目的（身障者対応）便所
3) 学童保育所棟	学童保育所ゾーン	学童保育室・物入、事務室・静養スペース・調理コーナー
	共用ゾーン	玄関・廊下、便所、多目的（身障者対応）便所
4) 屋外施設等	屋外プール	プール、プール付帯施設
		屋外運動場、校門、駐車場、植栽、その他

第2章 本施設の整備に関する要求水準

1 本施設の全体に係る事項

(1) 意匠計画の考え方

1) 全体配置・構成・デザイン

敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、以下の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない施設配置とする。

- ① 児童の登下校、教職員の出退校、給食等外部との搬出入、地域開放ゾーンのアクセス等を配慮したうえで、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とする。なお、事業計画地への出入口についても、原則として、歩行者用の出入口と車用の出入口を分離して設置する。
- ② 屋外プール、屋外運動場、駐車場等の屋外施設等については、機能的かつ効率的な施設配置を行う。なお、日照確保に配慮した施設配置とする。
- ③ 本事業において整備される施設により、近隣への日照障害を発生させない規模・配置とする。
- ④ 本事業において整備される施設により、近隣への新たなテレビ電波受信障害を発生させない規模・配置とすることが望ましいが、テレビ電波受信障害が発生するような場合は、適切な調査・対策を行う。
- ⑤ 多様な学習内容、学習形態に対応した、高機能かつ多機能な学習環境を整備するよう努める。
- ⑥ 将来の児童数の変動及び教育内容・教育方法等の変化に対応できる柔軟性を持たせた建物構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込む。
- ⑦ 建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのあるデザインとし、景観性及び環境との調和を重視する。
- ⑧ 空間的にゆとりのある計画とする
- ⑨ 建物内部及び外構には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行う。サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとする。

2) ゾーニング・諸室配置・動線計画

本施設の諸室については、規模及び使用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができるとともに、緊急時の避難がスムーズに行えるような適正な配置及び動線計画とする。また、利便性の観点から、類似する機能を有する諸室を集積した以下のような施設ゾーンを計画することが望ましい。

<校舎棟>

① 普通教室ゾーン

ア 普通教室、特別支援教室、多目的教室等の普通教室ゾーンは、時間間における特別教室ゾーン等への移動の動線及びその周囲の環境に配慮した配置とする。

イ 普通教室ゾーンと他のゾーンとを区分し、二方向避難及び便所の使用等に配慮した配

置とする。

ウ 低学年教室については、特別支援教室及び管理諸室ゾーンとの関連、中学年教室、高学年教室については、特別教室ゾーン等との関連に配慮した配置とする。

② 特別教室ゾーン

ア 多目的ホールは、校内における多目的な利用とともに、地域開放にも配慮した配置とする。

イ 理科室、家庭科室、図工室の特別教室（A群）は、集約的に配置（多層階にわたることも可能とする。）するとともに、中学年用の普通教室、高学年用の普通教室との関連にも配慮した配置とする。

ウ 音楽室の特別教室（B群）は、音楽学習による騒音の影響を低減するとともに、中学年用の普通教室、高学年用の普通教室との関連にも配慮した配置とする。

エ 学習センター（図書コーナー、コンピューターコーナー）の特別教室（C群）は、静かで落ち着いた環境に配慮した配置とする。

③ 管理諸室ゾーン

ア 校長室、職員室等の教職員等が執務を行う管理諸室ゾーンは、良好な執務条件の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画に配慮した配置とする。

イ 自然光を十分に採り入れた執務環境、遮音性が高い快適な執務空間、ゆとりのある作業スペースの確保等に配慮した配置とする。

ウ 教職員等が、外部からの侵入者を監視することに考慮し、職員室からの死角をできる限り少なくする。

エ 本施設の管理、来客者の対応等に配慮した配置とする。

オ 職員室のレイアウトは、会議室、印刷室、教材資料庫等との関連に配慮した配置とする。

④ 給食関係室ゾーン

ア 給食受入室、配膳室の給食関係室ゾーンは、給食の配送・回収及び配膳・下膳等に配慮した配置とする。

⑤ 共用ゾーン

ア 児童会室は、児童による利用に配慮するとともに、教職員の指導にも配慮した配置とする。

イ 昇降口（児童用玄関）・ホール・廊下・階段及び教職員用玄関、人荷用昇降機、児童用便所等は、児童の集中的な利用に対応するとともに、安全にも配慮した配置とする。

<屋内運動場棟>

① 屋内運動場ゾーン、共用ゾーン

ア 屋内運動場ゾーン、共用ゾーンは、校内におけるさまざまな利用とともに、地域開放にも配慮した配置とする。

<学童保育所棟>

① 学童保育所ゾーン、共用ゾーン

ア 学童保育所ゾーン、共用ゾーンは、放課後や休日の利用に対応するとともに、屋内運

動場の利用にも配慮した配置とする。

<屋外施設等>

① 屋外プール、屋外運動場、校門、駐車場、植栽、その他

ア 屋外プール、屋外運動場等の屋外施設等は、授業での利用はもとより、放課後や休日の利用に対応するとともに、屋外運動場の地域開放にも配慮した配置とする。

<地域開放>

① 地域開放ゾーン（多目的ホール、屋内運動場、屋外運動場）

ア 地域住民に対して生涯学習・社会体育の場として開放する地域開放ゾーンは、多目的ホール、屋内運動場、屋外運動場とし、その活用を積極的に推進することを目標とした配置とする。

イ 地域開放ゾーンへの専用出入口についても考慮し、他ゾーンへのアプローチを最小限にとどめる。なお、学校部分と地域開放部分には、管理運営上の安全を確保するために管理用扉等の建具を適切に設置する。

3) セキュリティレベルの考え方

① 敷地周辺部のセキュリティレベルの考え方

ア 都市計画道路に面する部分には、道路との境に安全確保のためのフェンスを設置する。詳しくは、2(4)6)による。

イ 敷地内への出入口には門柱を設置し、門扉は不要とする。

② 建物周辺部のセキュリティレベルの考え方

ア 建物の設置階（1階等）については、容易に侵入を許さない開口部とする。具体的には、ガラス破壊による侵入を防ぐとともに、簡単には開錠できないしつらえとする。

イ 建物の設置階以外の開口部については、死角を少なくし、パブリックアイ等による抑止力を活用できる計画とする。

ウ 管理諸室ゾーンについては、外部からの侵入を防ぎ、個人情報の流出を防御できるよう配慮する。

③ 建物内部（地域開放ゾーンと他ゾーンの区分）のセキュリティレベルの考え方

ア 建物内部で地域開放する部分とその他の部分を区分できるセキュリティ計画とする。具体的には、管理用扉等の建具を設置し、その区分を安全かつ容易に実施できる方策を計画する。

イ 区分する箇所における見通しにも配慮する。地域開放による区分を発生させた場合の、垂直動線の処理や便所等の共用部分の利便性確保及び避難動線に配慮した計画とする。

4) 必要諸室・什器備品等

① 必要諸室

ア 本事業に必要な諸室の構成等は、「資料 27 必要諸室要求水準」等に示すとおりとする。

イ 全体の配置バランスや共用部分の計画等については、選定事業者の提案によるものとする。

② 什器備品等

ア 本事業で整備・調達する什器備品等のうち、移動が可能な物については、「資料 28 什器備品等リスト」に基づいて調達するものとし、それらを求められる機能とともに建築の仕上げ及び意匠と整合させる。

イ 本事業で整備・調達する什器備品等のうち、作り付けの物あるいはこれに準ずる物については、「資料 28 什器備品等リスト」に基づいて整備するものとし、それらを求められる機能とともに建築の仕上げ及び意匠と整合させる。

ウ その他、必要と考えられる什器備品等については、選定事業者の提案によるものとする。

5) 仕上げ計画

① 仕上げ計画

ア 仕上げ計画に当たっては、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮する。

② 使用材料

ア 使用する材料は、健康に配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減（「学校環境衛生の基準」以下）に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮する。

イ 仕上げの選定に当たっては、「建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版」に記載される項目の範囲と同等以上とする。

③ 建物内部仕上げ

ア 建物内部の仕上げについては、潤いと安らぎのある空間として、床・壁等に、木材等の暖かみのある材料を多く採用するよう配慮し、衛生上等の観点から極力カーペットは使用しない。

イ 壁の仕上げ材については、児童による破損（蹴破り等）の防止に配慮する。

ウ 可動間仕切壁については、収納が容易（収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫）で、たわみやゆるみ等の変形が生じにくく、かつ、防音性にすぐれたものとする。

④ 建物外部仕上げ

ア 建物外部の仕上げについては、漏水を防ぐため、屋根及び地下（基礎）の外表面について十分な防水対策を講じる。特に、排水しにくい平屋根部分、空調ダクト・供給管等の周囲とのジョイント部分、雨樋と付帯の排水管、階間のシール部分等は、漏水が防止できる措置を講じる。

イ 建物外部の仕上げについては、将来の仕上げ材の浮きや剥落等による事故を防ぐため、モルタル塗り仕上げやタイル貼り仕上げについては、浮きや剥落等が発生しても問題がない箇所に限定するなどの対策を講じる。

ウ 積雪や凍結等による雪害に耐え得る構造とし、これらによる屋根部の変形に伴う漏水の防止に留意する。屋根の雪止め等、地域特性に応じてた積雪対策を講じる。

エ 建物外周部の床面、壁面、屋根面等は、十分な断熱に配慮する。

オ 建物外周部の開口部ガラスは、ペアガラスを採用するものとし、十分な断熱に配慮す

る。

カ 建物外周部の開口部サッシは、遮音性能 T-1 等級とする。

6) ユニバーサルデザイン

- ① 児童が本施設を不自由なく、安心して利用できることはもとより、高齢者及び障害者等のすべての利用者にとっても、安心・安全かつ快適に利用できるよう、床の段差解消等のユニバーサルデザインに配慮する。
- ② 障害者用の動線は、可能な限り一般動線と同じになるよう計画する。

(2) 景観・環境への配慮

1) 地域性・景観性

- ① 地域及び敷地周辺の環境との調和を図りつつ、地域に親しまれる景観をつくる。
- ② 建物の外観については、神町北部地区地区計画等を考慮し、緑との調和に配慮するとともに、魅力的な施設内・外観や敷地環境を実現する等、景観性及び環境との調和を重視する。
- ③ 地域環境への対応としては、住宅地に近接する公共施設であることを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげる工夫を行う。
- ④ 建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気及び砂塵・雨水流出、降雪による影響を最小限度に抑制する。

2) 環境保全・環境負荷低減

- ① エコスクールに基づき、地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等を導入するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する。
- ② 具体的には、快適な学習空間及び執務空間を確保しつつ、意匠性・省エネルギー性・環境保全性を高度に両立させ、児童を含む利用者にもその効果を啓発できる提案を期待する。
- ③ 省エネルギー化を図り、快適な室内空間を実現するため、特に断熱性の向上について検討し、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づくとともに、PAL値については $320 \times 0.8 \text{Mj} / \text{年} \cdot \text{m}^2$ 以下を達成する計画とする。
- ④ 外部の開口部に関しては、地域の風向特性や建物方位に配慮し、適切な断熱性能を確保することで、結露防止対策に有効な計画（ペアガラスの採用等）とする。
- ⑤ その他、自然エネルギーの活用（自然採光、自然換気、太陽光発電等）、雨水の再利用、節水器具の採用、リサイクル資材の活用、省エネルギー、廃棄物発生抑制等に配慮し、選定事業者の創意工夫による具体的な提案を期待する。

(3) 構造計画の考え方

本施設の構造計画については、以下の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会の諸基準、「建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）」（2001年版）、「官庁施設の総合耐震計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成8年版）等に準拠すること。

1) 本施設の主要構造種別

本施設の主要構造の種別は、校舎はRC造とし、その他は選定事業者の提案による。

2) 施設の構造体耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成8年版）のⅡ類とする。

3) 施設の非構造部材耐震安全性能の分類

本施設の非構造部材耐震安全性能の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成8年版）のA類とする。

4) 設備の耐震対策

設備の耐震対策については、「官庁施設の総合耐震計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成8年版）の耐震クラスの乙類とする。

5) 積雪荷重

本施設の積雪荷重は1.5mとし、これに雪降ろしを行うことによる低減率（0.7）を乗じた値とする。

(4) 設備計画の考え方

設備計画については「建築設備設計基準・同要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（平成14年度版）、学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」に準拠し、以下の項目を考慮したうえで、電気設備、給排水衛生設備及び空調設備の計画を行う。なお、「資料27 必要諸室要求水準」等を標準案とし、選定事業者の創意工夫ある提案を期待する。

- 1) 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とする。
- 2) 本施設の各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにする。
- 3) 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、エコマテリアル電線等の採用を積極的に行う。
- 4) 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減に配慮した計画とする。
- 5) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とする。

① 電気設備

ア 電灯設備

- a 照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行う。非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置する。また、重要負荷のコンセントには、避雷対策を講じる。
- b 高効率型器具、省エネルギー型器具等の採用を積極的に行う。吹抜等の高所にある器具に関しては、自動昇降装置等で容易に保守管理ができるようにする。
- c 外灯は、自動又は時間点灯・消灯が可能な方式とする。また、一般的な外灯とともに、防犯灯の設置も行う。
- d 各室及び中央の集中パネルにおいて、照明の一括管理ができるようにする。
- e 共用部については、人感センサー等の導入を考慮する。

イ 校内情報通信設備

- a 校舎棟、屋内運動場棟において、校内LANを利用することができるようにするため、配管及び電源を設置する。なお、配線及び通信機器の設置と設定は、市が行う。
- b LAN技術の革新に対応する配線交換の容易な構造とする。
- c 校内LANは、教職員用（有線LAN）と児童用（無線LAN）の2系統とする。
- d 校内LANとは別に、市役所と学校をつなぐ内部情報システムを整備する。
- e 校内LAN及び内部情報システム等については、「資料 35 校内情報通信設備概念図」、「資料 36 内部情報設備概念図」に示すとおりとする。

ウ 誘導支援設備

- a 昇降口（児童用玄関）、教職員用玄関は、TVカメラ付インターホン及びテンキー対応の電気錠を設置し、職員室で遠隔開閉ができるようにする。
- b 人荷用昇降機、多目的（身障者対応）便所に押しボタンを設置し、異常があった場合に、廊下等の共用部や職員室（表示窓の点灯と音等）に直接通報できる設備を設置する。

エ 電話・校内放送・テレビ受信設備

- a 電話、校内放送及びテレビ放送（ハイビジョン・地上波デジタル対応）受信設備（UHF、BS、110°CS、AM、FM）の設置及び配管配線工事を行う。詳細については、「資料 27 必要諸室要求水準資料」、「資料 37 防犯設備等概念図」、「資料 38 防犯設備等機器設置リスト」、「資料 39 校内放送設備等概念図」、「資料 40 校内放送設備等スピーカ設置リスト」に示すとおりとする。
- b 校内各部屋よりの教職員の応答等、本施設における電話設備（内線・外線）等の設置及び配管配線工事を行う。詳細については、「資料 37 防犯設備等概念図」、「資料 38 防犯設備等機器設置リスト」に示すとおりとする。
- c IP電話2回線（通話録音、ナンバーディスプレイ、着信履歴管理機能付き）とアナログ回線1回線（通常はFAX用とし、非常時の外線として使用）とする。

オ 受変電設備

- a 受変電設備、分電盤、制御盤等について、適切に整備する。

カ 警備・防犯設備

- a 警備システムについては、機械警備を基本とし、校内及び敷地全体の防犯・安全管理上、死角となる部分に監視カメラを設置し、監視モニター（長時間録画機能付）による職員室での一元管理を行う等、一体的に管理できるように整備する。なお、機械警備システムについては、校舎棟、学童保育所棟、また、校舎棟内においても地域開放ゾーンと非地域開放ゾーンを考慮して計画する。
- b 緊急時において、各諸室から職員室に即座に連絡がとれるよう双方向の通信システムを構築する。詳細については、「資料 37 防犯設備等概念図」、「資料 38 防犯設備等機器設置リスト」に示すとおりとする。

キ 防災設備

- a 防災設備については、関係法令及び消防指導に基づき、適切に整備する。

ク その他

- a 太陽光発電（10KW）を活用した省エネルギーの啓発教育に活用できる設備を導入し、児童が発電量等を見ることができるように表示装置等を設置する。
- ② 給排水衛生設備
- ア 普通教室ゾーン廊下（掃除用）、理科室や家庭科室等の特別教室、校長室、保健室、湯沸室、多目的（身障者対応）便所等に給湯設備を設置する。詳細については、「資料 27 必要諸室要求水準資料」等に示すとおりとする。
 - イ 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続する。
 - ウ 衛生器具類は、高齢者及び身障者にも使いやすく、かつ、節水型の器具を採用する。
 - エ 給排水設備配管については、メンテナンス性を考慮した点検及び更新しやすい方式を採用する。
- ③ 空調（冷暖房）設備
- ア 空調（冷暖房）設備は、「資料 27 必要諸室要求水準資料」等に示す諸室を対象とする。なお、「環境に配慮した空調施設について」の要件を満たすこと。また、シックスクール対策として、「学校環境衛生基準」に基づき各教室等に換気扇を設けるといった配慮及び各諸室においても十分な換気（湿気・結露対策）ができるよう配慮する。
 - イ 多目的ホール、校長室、職員室、会議室、保健室は、時間外の使用があるため、個別に暖房運転ができるようにする。また、コンピューターコーナー、校長室、職員室、会議室、保健室、学童保育所事務室は、個別に冷房運転ができるようにする。
 - ウ 空調（冷暖房）設備の熱源は、原則として電気を採用するものとし、普通教室等の暖房のみでかつ個別運転を必要としない箇所については、深夜電力の活用を図る。
 - エ 普通教室及び屋内運動場、吹き抜け等の大空間については、自動的に自然換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じる。
- ④ 消防設備
- ア 消防設備については、関係法令及び消防指導に基づき、適切に整備する。

(5) 造成工事及び周辺インフラとの接続

1) 造成工事

① 果樹等の抜根撤去

事業計画地内の果樹等は、幹部分より上部について伐採撤去しているが、幹部分以下について残存しているため、本事業の業務範囲として、抜根撤去を行う。抜根撤去の数量については、「資料 7 敷地内伐根リスト」に示すとおりとする。

② 表土の置き換え

事業計画地は果樹園跡地であり、選定事業者の提案等により、その表土が本施設の整備に適さない部分については、本事業の業務範囲として、場内残土（事業計画地の北東に積み置き）又は搬入土を使用し、表土の置き換えを行う。なお、市は、すべての箇所及び深さにわたって、表土の置き換えを求めるものではなく、場内残土（事業計画地の北東に積み置き）及び搬入土の使用についても、選定事業者の提案等によるものとする。

③ 都市計画道路と事業計画地間の法面処理

都市計画道路と事業計画地造成計画との高低差は、都市計画道路工事で法面処理を行う。また、法面部分上部歩道の防護柵についても、都市計画道路工事の範囲とする。なお、法面の維持管理は、道路管理者である市が行う。

2) 接続道路

敷地との接続箇所、接続箇所数等は、選定事業者の提案による。なお、周辺道路工事のスケジュールについて、「資料 15 周辺道路工事スケジュール図」を参考とする。

3) 上水道（市水）引込み

引込方法等については、「資料 8 上水道本管計画全体図」を参考とし、選定事業者の提案による。なお、加入金は、市の負担とする。

4) 下水道

接続方法等については、「資料 9～12 公共下水道敷設図-1～4」を参考とし、選定事業者の提案による。なお、受益者負担金は、土地区画整理地内であるため、不要となる。

5) 雨水排水

雨水処理方法等については、「資料 13 雨水排水処理区割図」、「資料 14 雨水放流先計画図」を参考とし、選定事業者の提案による。

6) 電力

引込方法等については、選定事業者の提案による。

7) 電話

引込方法等については、選定事業者の提案による。

(6) 防災安全計画

1) 安全性の確保

- ① 地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策、降雨・降雪対策、浸水対策、強風対策、落雷対策に留意する。
- ② 児童の利用に際し、階段、吹き抜け、棚等に面する窓等の危険が予想される箇所には、児童の落下等を防ぐ、安全バー・安全柵・安全ネット等を設けて、安全性を確保する。なお、強化ガラスを採用する等、ガラスの衝突安全性を確保するとともに、飛散防止フィルムを貼ること等により、ガラスが割れにくくするとともに割れた際の安全性に配慮する。
- ③ 校舎、屋内運動場、屋外運動場は、災害時等の避難場所としての使用に配慮する。なお、「東根市地域防災計画」において、学校施設（校舎、屋内運動場）を避難所として、屋外運動場を避難地として、それぞれ指定する予定である。

2) 保安警備の充実

- ① 日中の不審者対策や夜間等における不法侵入防止に向けて、施設の保安管理に留意した計画とし、施錠装置については普通教室以外防犯上必要な部位に設ける。
- ② 必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置する。

(7) 寒冷地及び降雪対策

本要求水準書の各所に記載されている寒冷地及び降雪対策を確実に実施するとともに、冬季

間における、児童の動線（通常動線、避難動線）確保、落雪・雪庇・つらら等による児童の事故防止等に配慮する。

2 本施設の各所に係る事項

本施設の各所は、「資料 27 必要諸室要求水準資料」等に示した施設とし、本事業の要件を以下に示す。なお、室ごとの面積の提案は、以下に記載されている面積以上とし、壁芯による計算とする。

(1) 校舎棟

<普通教室ゾーン>

(共通)

- ① 適切な空気環境（温湿度、換気等）、音環境（防音等）、光環境を実現する。
- ② 各学年に、児童の成長過程に合わせた手洗いや作業等に対応できる手洗い用シンクと掃除用シンク（手洗い用蛇口 6 箇所（うちレバー式水栓 1 箇所）、掃除用蛇口 2 箇所（うち給湯蛇口 1 箇所））を設ける。
- ③ 設備、什器備品等は、児童の生活の場としての機能と安全に配慮する。

1) 普通教室（64 m²×18 教室）

- ① 1 学年 3 教室の合計 18 教室とする。1 教室の児童数は 33 名を想定している。
- ② 低学年（1・2 年生）は 1 階に配置する。
- ③ 教室の形状は、廊下から見て「開口≧奥行き」（ただし、使いやすい比率に配慮）とする。
- ④ 廊下と間仕切壁等で仕切られた独立した空間とする。
- ⑤ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

2) 特別支援教室（48 m²×2 室）

- ① 2 教室とする。
- ② 1 階に配置するとともに、低学年用の普通教室、保健室及び便所への動線に配慮する。
- ③ 知的・情緒学級として使用とする。
- ④ 専用の手洗場を設置する。
- ⑤ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

3) 多目的教室（64 m²×6 室）

- ① 1 学年 1 教室の合計 6 教室とする。
- ② 児童数が増加した場合に普通教室として使用するため、形状が普通教室と同等で、各学年の普通教室に近接して配置する。
- ③ 廊下に向かって開かれた開放した空間とする。ただし、多目的教室と廊下間に可動間仕切壁を設け、独立した空間としても利用できるように工夫する。
- ④ 多様な学習展開の場、個別学習の場、作品や教材の掲示・展示の場として学習や特別活

動の幅を広げ、遊び、交流等、学校生活を豊かにする場として計画する。

- ⑤ 低学年用の多目的教室は、生活科室としても利用する。
- ⑥ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

＜特別教室ゾーン・多目的ホール＞

4) 多目的ホール（倉庫を含む。）（300㎡×1室）

- ① 1階に配置するとともに、地域開放についても配慮する。
- ② 通常は、学年集会、視聴覚設備を活用した学習、音楽活動（マーチングバンド、室内楽等）の場として、多目的に使用する。また、児童 200 名程度の利用を想定している。
- ③ 視聴覚機能に対応した仕上げ及びしつらえとする。
- ④ 視聴覚機器を操作・収納する移動ラック、簡易ステージ、マーチングバンド楽器、机・いす等を収納する倉庫を設置する。また、多目的ホール内に、アップライトピアノを設置するスペースを確保する。
- ⑤ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

5) 来客用便所（一）

- ① 多目的ホールからの利用に適した配置とする。
- ② 男性用の便所は小便器 3 個と洋式便器（温水洗浄式便座）2 個とし、女性用の便所は洋式便器（温水洗浄式便座）3 個とする。なお、便所は、ドライ方式とする。
- ③ 手洗い、小便器の自動水栓や、照明器具の自動点滅等、節水や節電に配慮する。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

6) 多目的（身障者対応）便所（一）

- ① 多目的ホールの利用者とともに、児童、教職員や来校者の利用にも適した配置とするとともに、介護者を想定した十分な広さを確保する。可能であれば、特別支援教室と近接する計画とすることが望ましい。
- ② 便器は洋式便器（温水洗浄式便座）1 個とする。なお、便所は、ドライ方式とする。
- ③ 手洗い、小便器の自動水栓や、照明器具の自動点滅等、節水や節電に配慮する。
- ④ 扉は、吊下げ式などの開閉が容易なものとする。
- ⑤ 押しボタンを設置し、異常があった場合に、廊下等の共用部や職員室（表示窓の点灯と音等）に直接通報できる設備を設置する。
- ⑥ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

7) 多目的ホール玄関（一）

- ① 地域開放のための動線等に配慮した、専用の玄関を設置する。
- ② 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

<特別教室ゾーン・特別教室（A群）>

（共通）

- ① 理科室、家庭科室、図工室の特別教室（A群）は、集約的に配置（多層階にわたることも可能とする。）し、中学年用の普通教室、高学年用の普通教室との動線に配慮する。

8) 理科室（112㎡×1室）・理科準備室（32㎡×1室）

- ① 理科の授業に適した教室とする。
- ② 薬品等の使用や臭気等の出る授業を想定し、換気に配慮するとともに、必要な場所について対薬品仕上げとする。
- ③ 理科準備室については、理科室から直接出入り可能とする。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

9) 家庭科室（112㎡×1室）・家庭科準備室（32㎡×1室）

- ① 調理とともに被服にも適した教室とし、危険な薬品等を使用しない理科の授業にも使える教室とする。
- ② 排気、臭気等の出る授業を想定し、換気に配慮する。
- ③ 家庭科準備室については、家庭科室から直接出入り可能とする。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

10) 図工室（112㎡×1室）・図工準備室（32㎡×1室）

- ① 図工、美術双方の授業に適した教室とする。
- ② 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい仕上げとする。また、屋外の作業スペースを近接して設置する。
- ③ 作品の製作や展示（吊り下げ）に配慮して、天井を格子天井等にする。
- ④ 臭気や粉じんの出る授業を想定し、換気に配慮する。
- ⑤ 図工準備室については、図工室から直接出入り可能とする。
- ⑥ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

<特別教室ゾーン・特別教室（B群）>

11) 音楽室（112㎡×1室）・音楽準備室（32㎡×1室）

- ① 音楽の授業に適した教室とする。
- ② 音響に配慮した計画とし、前室を設置する等、十分な防音対策を講じる。
- ③ 器楽及び声楽に適した演奏空間の実現（床の段差設置、部屋の平面形状、天井高さ及び形状、内装仕上げ等）に配慮する。
- ④ 床の段差は、前列はフラット床とし、グランドピアノと音楽室用机・いすが 35 個程度配置できるスペースを確保し、後列は 1 段の幅が 1.2m から 1.5m の段を 2 段設置する。
- ⑤ 音楽準備室については、音楽室から直接出入り可能とし、楽器等を収納する。
- ⑥ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

<特別教室ゾーン・特別教室（C群）>

（共通）

- ① 学習センターは、図書コーナー及びコンピューターコーナーからなり、それぞれ独立した部屋として計画するが、間仕切壁をガラス張り（防音性を確保）にするとともに可動間仕切（防音性を確保）を設置し、全体を一体的かつ広がりのある空間とする。
- ② 児童が気軽に立ち寄れ、リラックスした雰囲気での学習又は交流できるよう工夫する（調べ学習、読み聞かせ用の畳コーナー、ラウンジ等）。

12) 図書コーナー（144㎡×1室）・図書コーナー準備室（32㎡×1室）

- ① 明るく開放的な空間とする。
- ② 書架は、書籍の将来的な増加を考慮し、増設を含めて約 12,000 冊程度の収納量を確保する。書架等の詳細については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。
- ③ 図書はもとより、各種の教材・教具やコンピューター等、教育機器等を集積し、校内のさまざまな場所に学習情報を提供できる機能となるよう配慮する。
- ④ 図書コーナーに、パソコンの設置スペースを確保する。
- ⑤ 閲覧スペースには、机・いすを有機的に配置し、落ち着きのある空間とする。
- ⑥ 図書コーナー準備室については、図書コーナーから直接出入り可能とする。なお、図書コーナーと図書コーナー準備室を、一体の室とするか個別の室とするかは、選定事業者の提案によるものとする。
- ⑦ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

13) コンピューターコーナー（80㎡×1室）・コンピューターコーナー準備室（32㎡×1室）

- ① パソコンを活用した授業に適した教室とするとともに、視聴覚機器を活用した授業にも使える教室とする。
- ② コンピューターコーナーは、二重床及び配線ピット等により、配線のための空間を確保し、変更が容易に行える床システムとする。
- ③ ノート型パソコン 35 台（児童 33 台、教師 2 台）が、同時に使用及び充電できるよう、十分な電源等を確保する。
- ④ 校内 LAN のセンターとしての機能を持たせる。
- ⑤ コンピューターコーナー準備室については、コンピューターコーナーから直接出入り可能とする。なお、コンピューターコーナーとコンピューターコーナー準備室を、一体の室とするか個別の室とするかは、選定事業者の提案によるものとする。
- ⑥ 校内 LAN 及びコンピューターコーナーのシステム構成は、「資料 35 校内情報通信設備概念図」、「資料 36 内部情報設備概念図」に示すとおりとする。
- ⑦ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。なお、ノート型パソコンの整備は、市が行う。

<管理諸室ゾーン>

14) 校長室 (64 m²×1 室)

- ① 来校者の動線とともに、職員室及び湯沸室との動線にも配慮する。
- ② 応接用のセットと 12 名程度の会議用のテーブル・いす等を配置する。
- ③ 洗面台を設置する。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

15) 職員室 (144 m²×1 室)

- ① 将来の教職員の増加等に対応して、40 名程度が執務できる机・いす等を配置するスペースを確保する。なお、教職員 40 名の内訳は、校長 1 名、教頭 1 名、教諭 31 名、養護教諭 1 名、事務職員 1 名、技能士（用務員）1 名、事務補助 1 名、図書整理 1 名、給食補助 1 名、スクールサポーター 1 名である。
- ② 管理諸室の中心として位置付け、1 階に配置するとともに、校内の雰囲気は掌握でき、緊急対応ができるよう配置・動線に配慮する。屋外運動場や昇降口が見えるよう配置することが望ましい。
- ③ 閉鎖的でなく、明るく親しみのある雰囲気になるよう計画する。
- ④ 児童や保護者との対話コーナー及び休憩コーナー（児童の視線から離れた位置）を設けるとともに、印刷室、教材資料庫及び湯沸室等との動線に配慮する。
- ⑤ 校内の集中管理（校内放送を含む。）ができる総合盤を設置するとともに、OA 機器への対応として、二重床及び配線ピット等により、配線のための空間を確保し、変更が容易に行える床システムとする。
- ⑥ 選定事業者専用の机・いす及び施錠できる書類棚等を設置する。なお、当該什器備品等に係る費用は、選定事業者の負担とし、施設整備費相当分には含めないものとする。
- ⑦ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

16) 技能士作業室 (32 m²×1 室)

- ① 技能士（用務員）が作業をするための収納スペース、作業スペース等を、適切に計画する。なお、技能士（用務員）の常時の席は職員室内に配置する。
- ② 職員室及び校庭（外部）との動線に配慮する。
- ③ 臭気の出る作業を想定し、換気に配慮した計画とする。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

17) 会議室 (64 m²×1 室)

- ① 教職員等の会議に使用するため、校長室及び職員室に近接して配置する。
- ② 40 名程度が会議できる会議用のテーブル・いす等を配置するスペースを確保する。
- ③ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

18) 相談室 (48 m²×1 室)

- ① 保健室と連動した使用形態とするため、保健室に隣接させて配置するとともに、直接行

き来ができる計画とする。

- ② 相談室を3室に区分して使用できるように可動間仕切り（防音性を確保）を設置し、それぞれの区画に直接出入りできる出入口を設置する。なお、3室に区分した場合の各室の形状が、使用しづらくないように留意すること。
- ③ プライバシーへの配慮等、カウンセリングしやすい落ち着いた雰囲気とし、自然採光等により明るい雰囲気とする。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

19) 保健室 (80 m²×1 室)

- ① 児童の外的な病・けがに対応するだけでなく、隣接する相談室と連動して使用する。
- ② 屋外運動場等が見渡せる等、緊急対応ができる配置・動線に配慮する。また、緊急車両等が容易に近付ける配置にも配慮する。
- ③ 保健室は1階に配置し、屋外に面した部分に出入口と足洗場を設ける。
- ④ 折りたたみ式ベッド3セット、収納庫・薬品庫（施錠可能）、設備備品、シャワーユニット（温水装置付）・脱衣コーナー、便所（洋式便器（温水洗浄式便座）1個）、大型手洗い（温水装置付）、流し等を設置するとともに、洗濯機置場や洗濯物・布団の干し場についても考慮する。
- ⑤ 低学年用の普通教室との動線に配慮する。
- ⑥ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

20) 印刷室 (32 m²×1 室)

- ① 主に教職員が教材等の印刷に使用するため、職員室及び教材資料庫に近接して配置する。
- ② 印刷機、コピー機と用紙類を保管する棚等を配置するスペースを確保する。
- ③ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

21) 放送室 (20 m²×1 室)

- ① 主に児童による校内放送に使用する。
- ② 屋内運動場及び屋外運動場から、レピーター配線により、放送室機器を介して校内放送ができるようにする。
- ③ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

22) 教材資料庫 (48 m²×1 室)

- ① 学年用教材資料庫とは別に、教職員が教材資料の保管等に使用するため、職員室及び印刷室に近接して配置する。
- ② 防湿、換気に配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画する。
- ③ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

23) 更衣室 (2室で 48 m²)

- ① 教職員用の更衣室として、男性 15 名程度、女性 25 名程度が更衣できるよう、適切に計画するとともに、職員室に近接して配置する。
- ② カーテンで仕切られた着替えコーナーを、男性用の更衣室に 1 箇所、女性用の更衣室に 2 箇所設置する。
- ③ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

24) 湯沸室 (16 m²×1 室)

- ① 校長室、職員室に近接して配置する。
- ② 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

25) 来客・教職員用便所 (一)

- ① 管理諸室からの利用に適した配置とする。
- ② 男性用の便所は小便器 3 個と洋式便器 (温水洗浄式便座) 2 個とし、女性用の便所は洋式便器 (温水洗浄式便座) 3 個とする。なお、便所は、ドライ方式とする。
- ③ 手洗い、小便器の自動水栓や、照明器具の自動点滅等、節水や節電に配慮する。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

<給食関係室ゾーン>

26) 給食受入室 (1 階配膳室を兼ねる。) (72 m²×1 室)

- ① 給食の配送・回送車 (全長 6,490mm、全幅 2,090mm、全高 2,890mm) が、給食受入室に直接接して、食缶の入ったコンテナの搬出入を容易にするとともに、作業性、衛生面に配慮する。
- ② 給食受入室は、人荷用昇降機に近接させ、便所に近接させないものとする。なお、給食受入室は、ドライ方式とする。
- ③ 必要なコンテナ及び食缶が適切に配置できるスペースを確保する。
- ④ 給食受入室の屋外部分に、配送者と職員室とが連絡できる、TVカメラ付きインターホンを設置する。
- ⑤ コンテナ及び食缶等の数量・仕様については、「資料 23 食缶等寸法・配膳棚」に示すとおりとする。
- ⑥ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

27) 配膳室 (32 m²×必要階数分、ただし給食受入室は 1 階配膳室を兼ねる。)

- ① 同一フロアの各教室への配膳を容易にするとともに、作業性、衛生面に配慮する。
- ② 配膳室は、人荷用昇降機に近接させ、便所に近接させないものとする。なお、配膳室は、ドライ方式とする。
- ③ 必要なコンテナ及び食缶が適切に配置できるスペースを確保する。
- ④ コンテナ及び食缶等の数量・仕様については、「資料 23 食缶等寸法・配膳棚」に示す

とおりとする。

- ⑤ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

<共用ゾーン>

28) 児童会室 (64 m²×1 室)

- ① 児童が中心となつて行う会議及び作業等に適した計画とする。
- ② 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

29) 学年用教材資料庫 (16 m²×6 室)

- ① 管理諸室の教材資料庫とは別に、教職員が教材資料の保管等に使用するため、1 学年 1 室の合計 6 室とする。したがって、対応する学年用の普通教室に近接して配置する。
- ② 防湿、換気に配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画する。
- ③ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

30) 昇降口 (児童用玄関) ・ホール・廊下・階段及び教職員用玄関 (一)

- ① 昇降口 (児童用玄関)、ホール、廊下及び階段は、空間的に開放感を持ち、小学校として適切な天井高を確保する。
- ② 昇降口 (児童用玄関)、ホール、廊下及び階段は、避難上有効かつ安全で十分にゆとりのある計画とし、各諸室及び各階を合理的かつ機能的に結合するよう配慮する。
- ③ 昇降口 (児童用玄関) は、雨具・内履きの保管、履き替えの効率性、水滴の内部床への飛散に配慮する。
- ④ 雨・雪・風の吹き込み等の防止に配慮し、風除室を適切に配置する。
- ⑤ 昇降口 (児童用玄関) は、登下校時における利用人数の集中に対応できる規模及び構造とする。また、将来の児童数の増加に配慮し、普通教室 24 クラス及び特別支援教室 2 クラス対応とする。
- ⑥ 屋外運動場への主要な出入口としても機能するよう配慮する。
- ⑦ 昇降口 (児童用玄関) は、学校の顔として登下校が楽しくなるような演出が期待される。
- ⑧ 昇降口 (児童用玄関) の出入口のうち 1 箇所は、TVカメラ付インターホン及びテンキー対応の電気錠を設置し、職員室で遠隔開閉ができるようにする。
- ⑨ 廊下は、児童の作品等を展示できるようにしつらえ (ピクチャーレール設置等)、児童の憩いの場として演出する。
- ⑩ 給食用コンテナの移動部分にあたる廊下壁は壁面保護に配慮する。
- ⑪ 昇降口 (児童用玄関) とは別に、来客及び教職員が使用する教職員用玄関を設置する。
- ⑫ 教職員用玄関は、管理諸室からの利用に適した配置とする。また、TVカメラ付インターホン及びテンキー対応の電気錠を設置し、職員室で遠隔開閉ができるようにする。
- ⑬ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

31) 人荷用昇降機（－）

- ① 給食用コンテナの搬送及び身障者等の移動に使用する。したがって、給食受入室及び配膳室と近接して配置するとともに、コンテナの切り回しが不要か又は容易となるように配慮する。
- ② 給食用のコンテナ1台が無理なく入る大きさとするとともに、かご内に壁面防護材を設置する。
- ③ ハートビル法の誘導的基準に準拠した昇降機とし、原則として、身障者（車いす利用者）等が校舎棟のあらゆる諸室へアプローチできるようにする。
- ④ 遠隔監視装置付とする。
- ⑤ コンテナの大きさは、幅 800mm、長さ 1,400mm、高さ 1,600mm、重量（給食を収納した場合）450kg 以上である。

32) 児童用便所（－）

- ① 男子用と女子用それぞれ、将来的な児童数の増も考慮した便器数を確保し、各教室との距離や動線に配慮して計画する。
- ② 各学年用として、男子用の便所は小便器 4 個と洋式便器（暖房便座）2 個とし、女子用の便所は洋式便器（暖房便座）6 個とする。なお、2 学年で 1 箇所とする場合には、男子用の便所は小便器 8 個と洋式便器（暖房便座）3 個とし、女子用の便所は洋式便器（暖房便座）8 個とする。
- ③ 快適性に配慮し、ドライ化するとともに、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画するとともに、手洗場とあわせて居住性に留意する。
- ④ 手洗い、小便器の自動水栓や、照明器具の自動点滅等、節水や節電に配慮する。
- ⑤ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

33) ごみ集積室（20 m²×1 室）

- ① 1 階に配置するとともに、ごみの収集、ごみの分別（可燃ごみ、資源ごみ（ビン、缶類）、古紙、ダンボール、ペットボトル、牛乳パック、プラスチックごみ等）、ごみ収集車等による校外への搬出等に配慮する。なお、ごみは、ごみ集積室まで、児童及び教職員が持ち込む。詳細は、「資料 24 ごみの回収方法・分別」を参照のこと。
- ② ごみの搬出量を計測する計量器を設置するスペースを確保する。
- ③ ごみ集積室の詳細については、「資料 24 ごみ回収方法・分別」に示すとおりとする。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

(2) 屋内運動場棟

<屋内運動場ゾーン>

1) 屋内運動場（アリーナ）（746 m²×1 室）

- ① 学校の体育活動をはじめとし、学校行事（イベント等）、学童保育所による利用、地域開放等、多様な使用に対応できるものとする。

- ② 振動・騒音障害対策や降雨音による講話等の聞き取り障害対策に配慮するとともに、安定した採光、風通し（自然換気）、強制換気が可能な計画とする。なお、夏季等における通風のため、屋内運動場（アリーナ）の屋外に面する扉は、すべて二重（通常の扉＋通風のための格子（防球）扉）とする。
- ③ 壁や柱、建具、器具等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮する。
- ④ バスケットボールコート1面（28m×15m＋周辺スペース）、バレーボールコート2面（18m×9m＋周辺スペース）、ミニバスケットボールコート2面（18m×12m＋周辺スペース）、バドミントンコート4面（6.1m×13.4m＋周辺スペース）を確保できる規模とする。
- ⑤ 天井高は、バスケットボールコート面上において10.0m以上（障害物があれば床面からその障害物までの高さ）とする。
- ⑥ ステージ面、開口部面、アリーナ中央に防球ネットを設け、安全に球技ができるようにするとともに、アリーナを2分して使用できるようにする。
- ⑦ アリーナが遮光できるよう開口部に暗幕を設置する。なお、暗幕の開閉は手動とし、メンテナンス用にキャットウォークを設置する。
- ⑧ バスケットボール、バレーボール、ミニバスケットボール、バドミントン、肋木、のぼり綱ができる器具等を整備する。
- ⑨ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

2) ステージ（60㎡×1面）

- ① プロセニウム付とし、ステージ高さ0.9m×奥行き5m以上、幅12m以上とする。
- ② 校章付一文字幕、電動引き分け幕、袖幕、バック幕を設置するとともに、照明器具や催物横断幕等をつるすバトン5本（1本はアリーナ上部）を設置する。
- ④ マイク利用、照明利用、プロジェクター利用等に対応した設備を設ける。なお、ステージ上の人の顔が、アリーナからはっきりと確認（視認）できる照明機器等の配置とする。
- ⑤ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

3) 控えスペース（放送コーナー1箇所を含む。）（30㎡×2室）

- ① ステージ及びアリーナとの連携に配慮する。
- ② 控えスペースの床レベルは、ステージの床レベルと同一とし、人や物等がスムーズに移動できるようにする。
- ③ 控室の一方に、屋内運動場内に放送する放送コーナーを設置する。放送コーナーは、ステージ及びアリーナ内の確認（視認）に配慮する。
- ④ 控えスペースゾーンに、演台やグランドピアノ等が保管できるスペース（ステージレベル（ステージからの移動）及びアリーナレベル（アリーナからの移動）の双方）を確保する。詳細については、「資料 32 屋内運動場ステージ設備概念図」に示すとおりとする。
- ⑤ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

る。

<共用ゾーン>

4) 屋内運動場用更衣室 (2室で50㎡)

- ① 児童用の更衣室として、2教室の児童数(男子50名程度、女子50名)程度が更衣できるよう、適切に計画する。
- ② 十分な換気に配慮する。
- ③ 更衣棚は、扉のない開放型とする。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

5) いす収納庫・運動用具庫 (一、2室で50㎡)

- ① 集会等で使用する折りたたみいす(500脚)及び床シート専用の収納庫を、ステージ下に設置する。
- ② 運動用具庫は2室とし、運動用具等が適切に収納できるとともに、出し入れが容易なように計画する。
- ③ 運動用具庫は、十分な換気に配慮するとともに、棚等を設置し、物品の出し入れが容易な計画とする。また、壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮する。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

6) 屋内運動場用玄関・屋内運動場用連絡口等 (一)

- ① 屋内運動場用玄関は、原則として、地域開放等の利用における専用出入口として設置する。
- ② 校舎との屋内運動場用連絡口は、原則として、学校の体育活動、学校行事(イベント等)等の利用における専用連絡口として設置する。
- ③ 屋内運動場は、学童保育所の利用もあるため、直接出入りできるように、専用の連絡口の設置、屋内運動場用連絡口との兼用等、選定事業者の提案によるものとする。
- ④ 屋内運動場用玄関には、手洗いや水飲みに対応できる水廻り設備(手洗い用蛇口6箇所)を設ける。

7) 屋内運動場用便所 (一)

- ① 男性用の便所は小便器4個と洋式便器(暖房便座)2個とし、女性用の便所は洋式便器(暖房便座)4個とする。
- ② 快適性に配慮し、ドライ化するとともに、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画するとともに、手洗場とあわせて居住性に留意する。
- ③ 手洗い、小便器の自動水栓や、照明器具の自動点滅等、節水や節電に配慮する。
- ④ 什器備品等の整備・調達については、「資料28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

8) 屋内運動場用多目的(身障者対応)便所 (一)

- ① 便器は洋式便器(温水洗浄式便座)1個とするとともに、オストメイト対応とする。なお、便所は、ドライ方式とする。

- ② 手洗い、小便器の自動水栓や、照明器具の自動点滅等、節水や節電に配慮する。
- ③ 扉は、吊下げ式などの開閉が容易なものとする。
- ④ 押しボタンを設置し、異常があった場合に、廊下等の共用部や職員室（表示窓の点灯と音等）に直接通報できる設備を設置する。
- ⑤ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

(3) 学童保育所棟

(共通)

- ① 留守家庭児童の育成を目的として、遊びや学習の場として多様な機能を持たせ、くつろいだ雰囲気のある施設とする。
- ② 学童保育所棟には、外部から直接出入りが可能な玄関を設置する。
- ③ 各室はセキュリティが確保できる配置及び動線とする。
- ④ 警備システムは、学校と分離して独立したものとするが、緊急時の警報は学童保育所事務室と学校職員室の両方で発信・受信できるものとする。
- ⑤ 防災設備は法令に準拠し、かつ学校と利用時間帯との違いを考慮した適切なものとし、緊急時の警報は学童保育所事務室と学校職員室の両方で発信・受信できるものとする。
- ⑥ 学童保育所の運営については、従来どおり市が実施する。
- ⑦ 小学校の屋内運動場を利用できるように学童保育所棟と屋内運動場棟を連結する。
- ⑧ 電気・上下水道等の使用量がわかる設備（子メーター等）を小学校と区分して設置する。
- ⑨ 窓サッシは網戸付する。
- ⑩ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

<学童保育所ゾーン>

1) 学童保育室 (40 m²×3 室) ・物入 (4 m²×3 室)

- ① 学童保育室は 3 室の設置とし、1 室当たりの利用児童数は 40 名程度とする。
- ② 3 室間の壁（仕切り）は、可動間仕切壁とする。
- ③ 保育室内にランドセル等の荷物を保管できる棚 40 個を設置する。
- ④ 暖房設備を設置する。ただし、学童保育所棟は小学校と分離した単独熱源とする。
- ⑤ 自然光を積極的に採り入れた計画とする。
- ⑥ 座卓での利用とするため畳敷きとする。なお、和室のしつらえには拘らない。
- ⑦ 各保育室に隣接して座卓と学習道具を収納する物入を設置する。
- ⑧ テレビ視聴ができる設備を設置する。

2) 事務室・静養スペース・調理コーナー (30 m²×1 室)

- ① 学童保育所全体の雰囲気が掌握できるとともに、緊急時対応が容易な配置する。また、玄関が見える配置とする。
- ② 指導員 5 名が事務机で執務できる広さとする。
- ③ 事務室の中に、児童の静養できるスペースとして、折りたたみ式ベッド 1 セットが設置

できるスペースを確保する。

- ④ 指導員用ロッカー、印刷機、コピー機が設置できるスペースを確保する。
- ⑤ 学童保育所専用の電話回線（1回線・FAX兼用）を設ける。また、小学校職員室と内線通話を可能にする。
- ⑥ テレビ視聴ができる設備を設置する。
- ⑦ 湯沸用に調理コーナー（IH調理器、シンク等）を設置する。また、冷蔵庫と児童用食器等を保管する食器棚が配置できるスペースを確保する。
- ⑧ 暖房設備を設置する。
- ⑨ 事務室（静養スペース部分を主体）には、暖房のほかに冷房設備を設置する。

<共用ゾーン>

3) 玄関・廊下（一）

- ① 玄関は履き替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨・雪や風の吹き込み等に配慮し適切に配置する。
- ② 玄関には下足入れ120名分を設置する。
- ③ 屋外から玄関までにスロープを設ける。
- ④ 玄関から廊下には段差を設けない。
- ⑤ 水飲み場（水栓3個）を設置する。
- ⑥ 自然光を積極的に採り入れる。
- ⑦ 屋内運動場棟に続く連絡通路については、管理用扉等の建具を設置する。
- ⑧ 館内の掃除用具置場を設置する。

4) 便所（一）

- ① 男子用の便所は小便器3個と洋式便器（暖房便座）1個とし、女子用の便所は洋式便器（暖房便座）2個とする
- ② 快適性に配慮し、ドライ化するとともに、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画するとともに、手洗場とあわせて居住性に留意する。
- ③ 手洗い、小便器の自動水栓や、照明器具の自動点滅等、節水や節電に配慮する。
- ④ 指導員と兼用とする。
- ⑤ 什器備品等の整備・調達については、「資料28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

5) 多目的（身障者対応）便所（一）

- ① 身障者の利用に適した配置とするとともに、介護者を想定した十分な広さを確保する。
- ② 便器は洋式便器（温水洗浄式便座）1個とする。なお、便所は、ドライ方式とする。
- ③ 手洗い、小便器の自動水栓や、照明器具の自動点滅等、節水や節電に配慮する。
- ④ 扉は、吊下げ式などの開閉が容易なものとする。
- ⑤ 押しボタンを設置し、異常があった場合に、廊下等の共用部や職員室（表示窓の点灯と音等）に直接通報できる設備を設置する。
- ⑥ 什器備品等の整備・調達については、「資料28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

(4) 屋外施設等

1) 屋外プール

<屋外プール>

- ① 25m×6 コースのプール（水深 0.9m～1.2m～1.1m）と低学年用の補助プール 90 m²程度（水深 0.6m～0.7m）を屋外に設置する。なお、25mプールと補助プールは、一体型、分離型の、どちらでもよいものとする。
- ② プールサイドは、滑りにくい仕上げ（床材）とし、ろ過設備等については、メンテナンスや水質管理が容易なシステムを採用する。
- ③ プールのスタート台及び手摺は取外し可能とする。
- ④ 監視員や教職員から死角となるようなコーナー等は可能な限り排除する。
- ⑤ 排水口の吸い込み等による事故を未然に防ぐことができるよう配慮する。
- ⑥ 安全の確保のため、職員室への非常通報装置及び外線通話が可能な電話を設置する。
- ⑦ プールの設置位置によっては、敷地外からの視線に対する配慮を行う。また、屋外運動場からの砂塵の影響に対する配慮、水面への落葉・害虫落下に対する配慮等を行う。
- ⑧ 防犯のため、外部から直接進入又はのぞかれることがないように、施設の周囲に、建築施設あるいはフェンスを設置する。
- ⑨ プールの水を防火用水として利用できるよう、屋外プールの外部に採水口を 1 箇所設置する。
- ⑩ プールは、地域に開放しない。

<プール付帯施設>

- ⑪ プール付帯施設として、プール用便所（－）、シャワーコーナー（－）、ろ過設備機械室（－）、プール用器具庫（－）を設置する。
- ⑫ 児童の更衣は、教室や屋内運動場で行うため、これら施設から屋外プールへの通路床は、裸足となることを考慮し舗装等の仕上げを行う。
- ⑬ プール用便所
 - ア プール内から使用できるように計画する。
 - イ 男子用の便所は小便器 2 個と洋式便器 1 個とし、女子用の便所は洋式便器 2 個とする。
- ⑭ シャワーコーナー等
 - ア シャワーコーナーには、足洗場、シャワー棚、水栓を設置する。
 - イ シャワーコーナーとは別途に、プールサイドに水飲み場、目洗場を設置する。
- ⑮ ろ過設備機械室は、床排水や消毒水対策に配慮する。内部に、薬品保管用の小部屋（施錠可能）を設置する。また、ろ過設備の搬出入用のシャッターを設置する。
- ⑯ プール用器具庫は、十分な換気に配慮するとともに、棚等を設置し、物品の出し入れが容易なよう計画する。また、プールから直接出入り可能な位置に配置する。
- ⑰ 什器備品等の整備・調達については、「資料 28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

2) 屋外運動場

- ① 屋外運動場には、200mの周回トラック、100mの直線コース、幅跳用の砂場を設置する。なお、100mの直線コースは、200mの周回トラックの直線部分と重複した方式とする。
- ② 屋外運動場は、少年野球、少年サッカー、陸上競技とともに、地域開放等の使用にも対応できる計画とする。なお、少年野球、少年サッカーの配置が、周回トラックと重なってもよいものとする。
- ③ さまざまな行事やイベントに利用する音響設備用の電源を設置する。
- ④ 屋外運動場には、必要となる運動用具等を設置する。また、必要となる外周部に防球ネットフェンス（用途に合わせて高さ5～10m程度）を設置する。
- ⑤ 屋外運動場に、鉄棒、すべり台付きジャングルジム、雲梯、ブランコを設置する。これらの遊具等は、安全に配慮して配置する。
- ⑥ 屋外運動場に、旗揚げ塔（3本）、時計を設置する。また、水飲場を設置する。
- ⑦ 周辺が住宅地であることから、屋外運動場の防塵処理を十分に行い、砂塵の飛散や流出に対する防止策について、維持管理の方法も含めて、特に配慮する。
- ⑧ ライン引きのため、周回トラックの内外周点、直線コースの起終点、その他野球、サッカーなどの球技等のコートの角点等、主要なポイントのマークを設置する。
- ⑨ 屋外運動場で使用する運動用具等を保管する運動用具庫（40㎡×1棟、ただし石灰の保管については単独の部屋とする。）を設置する。収納予定の運動（体育）用具については、「資料34 運動（体育）用具リスト（屋外運動場）」を参照のこと。
- ⑩ 屋外運動場内に、すもう場が設置できるスペースを確保する。
- ⑪ 屋外運動場から利用できる便所（男性用の便所は小便器2個と洋式便器（暖房便座）1個とし、女性用の便所は洋式便器（暖房便座）2個とする。）を設置する。なお、当該便所は、校舎棟又は屋内運動場棟と一体として（校舎棟又は屋内運動場棟に組み込んで）整備するものとするが、校舎棟又は屋内運動場棟の屋内の便所と兼用するのではなく、あくまでも屋外から利用できる専用の便所とし、施錠管理が可能な構造とする。ただし、屋外プール用の便所が、屋外運動場に近接する場合には、これを兼用することも可能とするが、地域開放の利用にも配慮する。
- ⑫ 屋外運動場は、暗渠排水設備を設置し、雨上がり後の早目の利用に対応する。
- ⑬ 什器備品等の整備・調達については、「資料28 什器備品等リスト」に示すとおりとする。

3) 校門

- ① 校門及び門柱を適切に配置し、門柱には校名を明記する（校名板：校章、校名）。なお、校門に門扉は不要とする。
- ② 校門の位置は、本施設の配置とともに、学区内の児童分布や周辺道路からのアクセス等、通学の流れに配慮する。なお、開校時における通学児童数は、村山野川の北側から約120名、村山野川の南側から約380名の計500名となる予定である。詳細については、「資料17 通学区域」に示すとおりとする。

4) 駐車場

- ① 駐車場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置する。
- ② 駐車場は、自走式平置とし、教職員用 40 台以上、身障者用 1 台、来客者用（保護者用、地域開放用）50 台以上を設置する。
- ③ 維持管理に対応するため、主要な通路は大型車の進入が可能な計画とする。
- ④ 学校行事等で大型バスを利用する場合に、安全な昇降を可能とするスペースを確保する。

5) 植栽

- ① 敷地の外周部に、四季を感じることでできる樹木等を植栽し、緑豊かな環境を創造するとともに、児童の情操を養うため、校舎の近くに花壇を設置し、空間的な演出を行う。なお、花壇の大きさは、選定事業者の提案によるものとし、草花等の植え込みと維持管理は市及び学校が行うものとする。
- ② 日照に配慮した学校菜園（1 学年 36 m²×6 区画、2～3 箇所の分散配置も可能とする。）を整備する。なお、野菜等の植え込みと維持管理は市及び学校が行うものとする。

6) その他

- ① 小学校の教育活動の一環として、小動物飼育小屋のスペースを確保する。また、配置については、作業及び飼育条件等を配慮し、観察学習・体験学習の容易な場所とする。なお、小動物飼育小屋そのものの設置は市が行うものとする。
- ② 農具、園芸用具、技能士（用務員）業務の用具等の保管庫（20 m²×1 棟）を設置する。なお、他の倉庫等とあわせて整備してもよい。
- ③ 屋外機等の置場については、安全性とともに、音や臭気、景観等に配慮する。
- ④ 緊急車両、サービス車両等の出入りに支障をきたさぬよう配慮する。
- ⑤ 給食用配送・回送車の通行の安全確保に配慮する。
- ⑥ 屋外コンセントを適切に配置する。
- ⑦ アプローチや屋外通路等は、バリアフリー対応とし、主要な部分は、美観にすぐれ排水性のよい仕上げとする。
- ⑧ 雨水の処理については、水溜りや冠水が起きないように配慮する。計画地内の雨水は、直接道路及び隣地に流出しない計画とする。
- ⑨ 歩道の切り下げや舗装の現況復旧（インフラ設備の接続によるものを含む。）等、道路との取付けに係る整備は本事業の業務範囲に含むものとし、関係機関との協議に基づいて行う。
- ⑩ 都市計画道路 3・4・4 神町若木線と 3・4・5 一本木神町線側には、児童の飛び出し事故の防止のため、道路との境に安全確保のためのフェンス（H=1.2m程度、積雪型）を設置する。ただし、都市計画道路の法面部分で安全確保上の問題がない箇所についてはフェンスの設置は必要としない。

3 本施設の整備に係る設計業務に関する要求事項

(1) 設計業務

- 1) 選定事業者は、設計業務の責任者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に市に通知する。
- 2) 選定事業者は、設計着手前に、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出する。
- 3) 設計業務に当たって必要と判断した場合は、施設等の整備に係る事前調査及び関連業務として、測量及び地質調査等を適宜実施する。
- 4) 設計業務は関係法令等に基づき実施する。なお、開発許可申請及び建築確認申請等の関係公署への手続は、その手数料を含み選定事業者が行う。
- 5) 設計業務の詳細及び当該工事の範囲等について、市の担当者及び市がアドバイザー業務を委託した者（合わせて、以下「担当者」という。）と連携をとり、十分に打合せを行い業務の目的を達成するように努める。
- 6) 設計業務の進捗に応じて、担当者に設計図書等を提出するなどの中間報告を行う。

(2) 設計図書等

- 1) 基本設計完了時と実施設計完了時及びその他必要に応じて随時、設計図書等を担当者に提出し、市の確認を得る。提出する設計図書等は、工事施工及び工事費積算に支障ないものとし、詳細については担当者と協議を行う。
- 2) 設計図書等については、別に定める事業契約書に示すものを提出する。

4 本施設の整備に係る建設業務に関する要求事項

(1) 近隣対応等

- 1) 建設業務に当たっては、近隣対応（周辺家屋影響調査等）及びテレビ電波受信障害調査等を必要に応じて実施し、その対策も行う。
- 2) 工事中は近隣その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情等については、選定事業者を窓口として、工事工程に支障をきたさないように対応する。

(2) 安全対策

- 1) 工事現場内の事故・災害等の発生防止に留意するとともに、近隣へ事故・災害等が及ばないように、万全の対策を行う。
- 2) 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況等を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、運行の速度、誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃等について、十分な配慮を行う。なお、周辺都市計画道路の整備スケジュールについては、「資料 15 周辺道路工事スケジュール図」に示すとおりとする。

(3) 環境対策

- 1) 騒音・振動や悪臭・粉じん及び地盤沈下等、周辺地域に及ぼす悪影響の防止について、十分な対策を行う。

- 2) 周辺地域に万一発生した悪影響等については、選定事業者を窓口として、自らの責において対応する。

(4) 既存施設等の保護

隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、選定事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、自らの責と負担において対応する。

(5) 施工管理

- 1) 各種の関係法令等及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等及び施工計画等にしがって工事を実施する。なお、工事実施に必要な手続は、その手数料を含み選定事業者が行う。
- 2) 本事業とは別途に区画整理組合及び市が発注する工事等の関係者並びに公共施設管理者等と適宜事前協議を行ったうえで、工事を施工する。
- 3) 市は必要に応じて工事現場内の確認を行うことができる。また、選定事業者は、市から施工状況等についての説明を求められたときには速やかに対応する。
- 4) 選定事業者は、定期的に工事施工管理状況の報告を行う。
- 5) 選定事業者は、工事完成時には、施工記録等を整備し提出する。

(6) 廃棄物の処理

- 1) 工事から発生した廃棄物などについては、関係法令等に定められた方法により、適法かつ適切に搬出処分（処理）する。
- 2) 工事により発生する廃材などについては、積極的に再利用及び再資源化を図る。

(7) その他

- 1) 工事工程については、無理のない堅実な計画とし、要求される性能が確実に実現されるよう管理する。
- 2) 事業計画地境界周辺で調査や作業を行うに当たり、止むを得ず隣地に立ち入る場合は、市の担当者と協議のうえ、適切に対応する。
- 3) 市は、平成 23 年 3 月より本施設内にて、開校に向けての諸準備を行うが、諸準備のために必要となる環境とともに、諸準備の対象となる本施設の部分について、同年 2 月末までに整備すること。

なお、諸準備のために必要となる環境とは、教職員 40 名程度が事務作業を行えるスペース（職員室が望ましい。）や設備等を指すが、これに限らない。また、諸準備の対象となる本施設の部分とは、児童の名札等を張り付ける収納棚や、市が調達する什器備品や教材等を収納するスペースや収納棚等を指すが、これに限らない。

このことの詳細については、建設に着手する前までに、市及び選定事業者で十分に協議をして定めるものとする。

5 本施設の整備に係る工事監理業務に関する要求事項

(1) 工事監理業務

- 1) 工事監理者は、選定事業者を通じて工事監理の状況を、毎月、市に工事監理報告書にて定期報告し、市の要請があったときには随時報告を行う。
- 2) 市への完成確認報告は、工事監理者が選定事業者を通して行う。
- 3) 工事監理業務の内容は、「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示される業務に基づくものとする。

6 別途市が発注する工事等に関する事項

本事業における本施設の整備（建設）前及び期間中に、本事業とは別途に区画整理組合及び市等が発注する工事等の内容については、「資料 15 周辺道路工事スケジュール図」、「資料 28 什器備品等リスト」等を示すとおりとする。

第3章 本施設の維持管理に関する要求水準

1 総則

(1) 基本的考え方

- 1) 本施設の耐用年数は 60 年を想定しているが、本事業の維持管理期間内は、当然に必要となる計画的な通常修繕以外の大規模な修繕を必要とすることなく 20 年使用できるようにすることで、LCC（ライフサイクルコスト、特にランニングコスト）の縮減を図りたいと考えている。

また、仕上げ材や非構造部材及び設備等の耐用年数が短いものについては、20 年以内に何度かの更新をする必要があると考えているが、市は、本事業の維持管理期間内に本施設の大規模修繕を自らが行う予定はない。

したがって、仕上げ材や非構造部材及び設備等の耐用年数が短いものにあつては、合理的かつ経済的に維持管理できる材料、設備、機材等を選定するとともに、メンテナンス性、保全性及びLCCの縮減に配慮した維持保全計画とする。

- 2) 選定事業者が本事業の維持管理期間内に本施設の大規模な修繕を必要とする場合や、本施設の維持管理に伴う修繕・更新（補充）は、本事業の業務範囲に含むものとし、選定事業者が自ら実施するものとする。

ただし、法令変更又は不可抗力等（施設等の性能要求水準を定めたものにあつては当該水準を超えるものに限る。）、双方の責に帰することができない理由による場合はこの限りではない。

- 3) 本事業の維持管理期間内の本施設の大規模な修繕の方法や、本施設の維持管理に伴う修繕・更新（補充）の方法等は、選定事業者の裁量によるものとする。
- 4) 提案に当たっては、本事業の維持管理期間を含めた、20 年間の修繕計画を提出するものとする。
- 5) 法定点検、定期点検のほか、本施設全体の随時点検（市は、週 2 回程度の随時点検を想定しているが、具体的には選定事業者の提案による。）を行う。なお、市が随時点検の頻度を週 2 回程度と想定しているのは、本施設の状態が良好かつ安全に保たれるのは、専門家による日常の目配り（主に目視点検等）が大切かつ有効であると考えているからである。
- 6) 維持管理業務に係る光熱水費は、市の負担とする。
- 7) 市と事業者の業務分担の詳細については、「資料 26 維持管理業務分担」を参照のこと。

(2) 仕様書

本要求水準書に基づくほか、「建築保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）の最新版の点検項目を選定事業者の判断で参考にして、建物や設備等の点検・保守を行う。

- 1) 共通仕様書に示された点検周期については、あくまでも参考とし、適切な保守管理が行われることを前提として、選定事業者の裁量によるものとする。
- 2) 居室エリアについては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の第 2 条第 1 項に規定する「特定建築物」と同等の施設として、維持管理業務を行う。

(3) 業務計画書

実際の業務に当たっては、定められた要求水準を満たすことに加え、以下の点を考慮して、維持管理業務の業務区分ごとの長期（維持管理期間全体が対象）及び年間の維持管理業務計画書（年間のものは毎年作成）を作成し、市に提出する。

また、当該業務計画書の内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに変更後の業務計画書を作成し、市に提出する。

- 1) 維持管理は、原則として予防保全とする。ただし、本施設の利用者である児童や教職員等及び本施設の基本的な機能に影響を及ぼさないものにあつては、事後保全でもよいものとする。
- 2) 本施設が有する所定の性能を保つ。
- 3) 劣化等による危険・障害の未然防止に努める。
- 4) 省資源及び省エネルギーに努める。
- 5) 本施設のLCCの削減に努める。
- 6) 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努める。
- 7) その他、維持管理業務のサービスの質と効率を一層高めるような創意工夫やノウハウを積極的に活かす。

(4) 業務報告書

維持管理業務計画書に基づき実施した業務内容について、毎月及び半期（6か月）ごとに維持管理業務報告書を作成し、市に提出する。

また、維持管理業務報告書には、当該業務の実施内容とともに、点検・修繕・事故等の内容について記載する。

なお、点検、修繕・更新（補充）を行ったときは、随時、学校長へ報告する。

(5) 修繕・更新（補充）

本事業の維持管理期間中に予想される修繕・更新（補充）のニーズをあらかじめ把握し、20年間の修繕計画を作成し、これに基づき修繕・更新（補充）を実施する。本施設における修繕・更新（補充）においては、以下の点に特に留意する。

- 1) 本事業の維持管理期間中は、本施設の機能を維持するよう、維持管理業務を行う。
- 2) 点検等により建物や設備等の修繕・更新（補充）が必要と判断された場合には、適切に対応する。
- 3) 修繕・更新（補充）に当たって使用する材料は、ホルムアルデヒドをはじめとする揮発性有機化合物 6 物質の化学物質の削減（「学校環境衛生の基準」で定める基準値以下とする。）に努める。
- 4) 修繕・更新（補充）に伴って必要となる設計図面等の変更を行うものとする。

(6) パンフレット等の作成

本事業の紹介用に、P F I 事業の概要、本施設の概要、平面図及び本施設の写真等を記載したパンフレットを作成する（A4版・カラー印刷・4頁程度、2000部）。なお、当該原稿は電子媒体で市に提出する。

また、着工から完成までの事業説明用パワーポイントデータを作成し、市に提出する。

2 建築物保守管理業務

(1) 業務対象

本施設について、総則に定めた維持管理業務計画書に基づき、業務を実施する。

(2) 点検業務

1) 法定点検

① 建築基準法による建築物定期報告業務を行い、建築主事へ報告する。

2) 定期点検

① 剥落や漏水を防ぐため、建物の外部を定期的に点検する。また、塗装の剥離、錆の発生がないように、定期的に点検する。

② 床、内壁、天井及び扉等の亀裂、ひび割れ、錆及びペンキのはげ落ち等は、定期的に点検する。

③ 可動部（サッシ、扉等）の機能を確保するため、定期的に点検する。

④ ネズミ、衛生害虫等の生息検査を定期的に行い、必要により駆除消毒作業を行う。

(3) 修繕・更新（補充）業務

本事業の維持管理期間内における本施設の機能を維持するために、必要に応じ建築物の修繕・更新（補充）を行う。なお、屋内運動場（アリーナ）のコートライン及び床の補修を含む。

(4) 建築物保守管理業務記録の作成、保管及び提出

保守管理業務記録は、本事業の維持管理期間終了時まで保管する。なお、市から要求があれば速やかに提示できるようにしておく。

(5) 事業期間終了時の検査

通常時の建築物保守管理業務とは別途に、本事業の維持管理期間の終了に伴い、建築物の主要構造部について、以下の内容の検査を行い、市の確認を得る。また、検査において不備が認められた場合は、適宜修繕等を実施する。

1) 構造上有害な鉄骨の錆・傷等

2) 接合部のボルトのゆるみ等

3) 鉄筋コンクリート部分の構造上有害なクラック等

3 建築設備保守管理業務

(1) 業務対象

本施設の各種建築設備について、総則に定めた維持管理業務計画書に基づき、業務を実施する。

(2) 点検業務

1) 法定点検

- ① 関係法令の定めにより、法定点検を実施する。
- ② 建築基準法による建築設備定期報告業務を行い、建築主事へ報告する。

2) 定期点検

各種建築設備について、常に正常な機能を維持できるよう設備系統ごとに適切な設備点検計画を作成し、それにしたがって定期的に点検を行う。

(3) 修繕・更新（補充）業務

事業期間内における各種建築設備の機能を維持するため、必要に応じ各種建築設備の修繕・更新（補充）を行う。また、フィルター等の各種建築設備の消耗品の交換を行う。なお、フィルター等の消耗品は選定事業者の負担とする。

ただし、照明器具の管球類の交換は、管球類の調達を含めて、市が行う。

(4) 建築設備保守管理業務記録の作成、保管及び提出

保守管理業務記録は事業期間終了時まで保管する。なお、市から要求があれば速やかに提示できるようにしておく。

1) 点検記録

- ① 受変電設備点検記録
- ② 熱源機器・空調設備点検記録
- ③ 電気設備点検記録
- ④ 給排水設備点検記録
- ⑤ プール施設点検記録
- ⑥ 防災設備点検記録
- ⑦ その他法令で定められた点検に係る記録

2) 修繕等記録

- ① 修繕・更新（補充）記録

3) 事故記録

- ① 事故・故障記録

4 昇降機設備保守管理業務

(1) 業務の内容

以下の各項に掲げる業務を実施し、昇降機を安全かつ良好な運転状態に保持する。なお、本

業務は本要求水準書によるほか、「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（国土交通大臣官房官庁営繕部 監修）を標準として業務を行う。

1) 保守業務

保守業務は、各社の仕様書により、点検及び調整を実施する。

2) 緊急時対応業務

事故、故障が発生した場合には、速やかに教職員に周知するとともに措置する。

3) 修理等

1) から 2) までの遂行に当たり保全上必要と認められる場合は、修理又は取替えを行う。

4) 付随する業務

その他 1) から 3) までに付随する業務を実施する。

また、昇降機には遠隔監視装置（汎用性のあるシステムが望ましい。）を設置し、常時監視するものとし、閉じ込め検出時にかご内乗客からのインターホン呼出に応答する。

(2) 業務の実施等

1) 実施計画

業務の実施に当たり、実施日程表を作成し、市に提出する。詳細は、市と選定事業者の協議による。

2) 業務の実施

業務は、できる限り利用者への影響が少ない時間帯を選んで実施する。ただし、昇降機の事故・故障等緊急を要する場合は、直ちに修理等を行う。

(3) 業務の報告

1) 保守業務の報告

当月分の保守業務を完了したときは、翌月速やかに市に報告する。なお、市の指示により昇降機設備保守管理業務記録表（定期）を作成する。詳細は、市と選定事業者の協議による。

2) 緊急対応業務の報告

事故・故障の処理を行った場合は、速やかに市に報告する。

(4) 利用者への通知

1) 利用者への通知

業務の実施に当たり、事前に業務工程を掲示する等、市及び学校に周知するものとする。

2) 腕章等の着用等

① 選定事業者は、その業務関係者が本施設内において業務を処理するときには、選定事業者が行うべき業務の従事者であることを表示する腕章等を着用させる。

② 選定事業者は、業務関係者に選定事業者の発行する身分証明書を所持させるものとし、市又は利用者から提示を求められたときは、これを提示させる。

(5) 遠隔監視装置付昇降機設備保守管理業務仕様書

昇降機が常に安全で最良の運転状態を維持するよう、下記の事項を実施する。

1) 昇降機設備保守管理業務の範囲

- ① 毎月定期的に技術者を派遣（遠隔点検を含む。）し、昇降機を正常かつ良好な運転状態に保つよう点検作業を行い、必要に応じて機能試験を実施する。また、保守点検実施後は点検報告書を提出する。
- ② 「建築基準法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及び告示等に定めるところにより、昇降機の定期点検とその届けを行うものとする。
- ③ 前2項の作業のほか、遠隔監視サービスを行う。不時の故障のとき及び監視サービス業務において異常を受信したときは、技術者を派遣し適切な処置を行う。

2) 保守管理業務による修理・部品取替えの範囲

- ① 機械室関係（巻上機、電動機、調速機、制御盤等）
- ② 乗場関係（インジケータランプ、押釦、ロック装置、開閉機械等）
- ③ 塔内関係（各種ワイヤーロープ、リミットスイッチ、レール、配管配線関係、着床装置関係）

ただし、上記機器の構成部品の修理又は部品の取替え範囲は昇降機を通常使用の場合生じる摩耗、劣化に限るものとし、取扱い不注意や不適当な使用及び災害等不可抗力の事故により発生する修理又は部品取替えは除外する。

3) 保守管理業務の除外範囲

- ① 意匠部品（昇降かご、昇降路周壁、三方枠、乗場扉、敷居、操作盤や押釦及びインジケータのカバー等）の修理、塗装、取替え、掃除。
- ② 修理、取替えに必要な建築工事及び電気配管配線工事。

4) 遠隔監視サービス業務

- ① 昇降機を遠隔監視する装置により監視サービス業務を行う。
- ② 昇降機機械室に設置された監視ユニットを使用し、受託者のセーフネットセンターと一般加入電話回線を介してオンラインする。
- ③ セーフネットセンターにおいて24時間常時監視を行う。
- ④ 監視項目／電源系統異常、安全装置動作、閉じ込め、起動不能
- ⑤ セーフネットセンターでエレベーターの異常を受信したときは、技術者を派遣し遠隔装置の点検を行い適切な処置を行う。
- ⑥ 監視サービス業務に必要な機器、費用等は受託者の負担とする。
- ⑦ 遠隔監視装置は、選定事業者の所有とし、市と協議のうえ設置する。
- ⑧ 必要な通信料金は、選定事業者が負担する。

5 屋外運動場・外構保守管理業務

(1) 業務対象

本施設の屋外運動場と外構（屋外運動場を除く屋外施設等（屋外プール、校門、駐車場、植栽、その他））について、総則に定めた維持管理業務計画書に基づき、業務を実施する。

(2) 点検業務

以下の屋外運動場と外構について法定点検等を含めて、機能・安全・美観上適切な状態に保つよう定期的に点検する。

- 1) 屋外運動場（グラウンド、運動施設）等
- 2) 遊具、防球ネット等
- 3) 駐車場等
- 4) 構内通路等
- 5) 囲障・フェンス等

(3) 植栽維持管理業務

1) 施肥、灌水、病害虫の防除等

植栽の施肥、灌水、病害虫の防除等は、市及び学校が行う。ただし、選定事業者は、高木・低木に対するこれら作業について、指導助言を行うものとする。

2) 剪定、刈込み、雪囲い等

植栽の剪定、刈込み、雪囲い等は、市及び学校が行う。ただし、選定事業者は、高木・低木に対するこれら作業について、指導助言を行うものとする。

3) 除草等

外構（校地内）の除草等は、市及び学校が行う。ただし、屋外運動場の除草等については、選定事業者が行うものとする。

4) 枯れ木補償等

選定事業者は、上記 1)、2)、3)にかかわらず、選定事業者が提案・整備した植栽については、本施設の引渡し後 2 年間の枯れ木補償を行うものとする。

※ これらの詳細については、「資料 26 維持管理業務分担」を参照のこと。

(4) 修繕・更新（補充）業務

本事業の維持管理期間内における屋外運動場と外構の機能を維持するため、必要に応じ屋外運動場と外構の修繕・更新（補充）を行う。特に、屋外運動場の防塵処理については、近隣住民の対応も含めて、十分な対策を講じるものとする。また、屋外運動場と外構の消耗品の交換を行う。

なお、防塵剤、グラウンド修繕用の補充砂等の消耗品は選定事業者の負担とする。ただし、照明器具の管球類の交換は、管球類の調達を含めて、市が行う。

(5) 事業計画地内の除雪作業

- 1) 冬季の校内出入口、駐車場及び主要な通路等の除雪・排雪は、市が直接行う。
- 2) 井戸水による消雪作業を提案する場合は、還元井戸による無散水方式とする。

(6) 屋外運動場・外構保守管理業務記録の作成、保管及び提出

保守管理業務記録は事業期間終了時まで保管する。なお、市から要求があれば速やかに提示

できるようにしておく。

6 什器備品等保守管理業務

(1) 業務対象

選定事業者が整備・調達した什器備品等について、総則に定めた維持管理業務計画書に基づき、業務を実施する。なお、市が自ら調達した什器備品等については、原則として、本事業の業務範囲に含まない。

(2) 点検業務

1) 定期点検

什器備品等について、常に正常な状態・機能を維持できるように、適切な点検計画を作成し、それにしたがって定期的に点検を行う。

(3) 修繕・更新（補充）業務

事業期間内における什器備品等の機能を維持するために、必要に応じ什器備品等の修繕を行う。また、什器備品等の消耗品の交換を行う。なお、更新（補充）については、市が行うものとする。ただし、普通教室の児童用の机・いすと、学童保育室（3室）の畳替えは含まない。

これらの詳細については、「資料 26 維持管理業務分担」を参照のこと。

(4) 什器備品等保守管理業務記録の作成、保管及び提出

保守管理業務記録は事業期間終了時まで保管する。なお、市から要求があれば速やかに提示できるようにしておく。

7 清掃業務

(1) 業務対象

本施設について、総則に定めた維持管理業務計画書に基づき、業務を実施する。

(2) 業務内容

1) 床ワックス掛け

① 校舎棟、屋内運動場棟（アリーナ部分は除く。）、学童保育所棟、屋外施設等のシート貼床、フローリング床等の洗浄及びワックス掛け（必要に応じ剥離剤使用）を行う。（2回／年）

2) ガラス清掃

- ① 校舎棟、屋内運動場棟、学童保育所棟、屋外プールのすべての外周ガラス（内外両面）の清掃を行う。（1回／年）
- ② 校舎棟、屋内運動場棟、学童保育所棟、屋外プールの内部にあって、吹き抜けや高所等の児童・教職員が容易に清掃できない部分のガラス（内外両面）の清掃を行う。（1回／年）

3) 清掃用具・資機材等の負担

業務に必要な清掃用具及び資機材等は、すべて選定事業者の負担とする。

(3) 清掃業務記録の作成、保管及び提出

清掃業務記録は事業期間終了時まで保管する。なお、市から要求があれば速やかに提示できるようにしておく。

8 警備業務

(1) 業務内容

- 1) 警備業務は、365 日 24 時間対応（防災諸設備及び各種警報機器のセンター監視）とする。
- 2) 防災諸設備の機器を取り扱うとともに、各種警報機器の管理を行う等、日頃から災害の未然防止に努める。
- 3) 火災等の緊急時には、適切な初期対応をとるとともに、関係諸機関への通報・連絡を行う。
- 4) 関係者不在時の施設警備（緊急時に 30 分以内で現場に到着できる体制の整備）を行う。

(2) 警備業務記録の作成、保管及び提出

警備業務記録は事業期間終了時まで保管する。なお、市から要求があれば速やかに提示できるようにしておく。

第4章 資料一覧

資料①<インフラ関係等>

- 資料1 敷地現況平面図
- 資料2 敷地境界座標リスト
- 資料3 都市計画道路3・4・4縦断図
- 資料4 都市計画道路3・4・4横断図
- 資料5 都市計画道路3・4・5縦断図
- 資料6 都市計画道路3・4・5横断図
- 資料7 敷地内伐根リスト
- 資料8 上水道本管計画全体図
- 資料9 公共下水道敷設図-1
- 資料10 公共下水道敷設図-2
- 資料11 公共下水道敷設図-3
- 資料12 公共下水道敷設図-4
- 資料13 雨水排水処理区割図
- 資料14 雨水放流先計画図
- 資料15 周辺道路工事スケジュール図
- 資料16 ボーリング位置図・柱状図

資料②<通学区域関係等>

- 資料17 通学区域
- 資料18 予定児童数推計

資料②<学校行事関係等>

- 資料19 小学校年間行事予定・週間予定・日課
- 資料20 学童保育所年間行事予定・日課
- 資料21 プール使用
- 資料22 給食配膳動線
- 資料23 食缶等寸法・配膳棚
- 資料24 ごみ回収方法・分別
- 資料25 地域開放時間・利用方法

資料③<維持管理業務分担>

- 資料26 維持管理業務分担

資料③<必要諸室要求水準関係等>

- 資料27 必要諸室要求水準
- 資料28 什器備品等リスト

資料④<教材関係等>

- 資料29 マーチングバンド用楽器リスト
- 資料30 理科室・図工室教材等リスト

- 資料31 音楽室教材等リスト
- 資料32 屋内運動場ステージ設備概念図
- 資料33 運動（体育）用具リスト（屋内運動場）
- 資料34 運動（体育）用具リスト（屋外運動場）
- 資料④<校内情報通信設備関係等>
 - 資料35 校内情報通信設備概念図
 - 資料36 内部情報設備概念図
 - 資料37 防犯設備等概念図
 - 資料38 防犯設備等機器設置リスト
 - 資料39 校内放送設備等概念図
 - 資料40 校内放送設備等スピーカ設置リスト

※ 「資料の閲覧」の対象は、「資料1 敷地現況平面図」、「資料3 都市計画道路3・4・4縦断図」、「資料4 都市計画道路3・4・4横断図」、「資料5 都市計画道路3・4・5縦断図」、「資料6 都市計画道路3・4・5横断図」の内容を含む土木設計図書である。

※ 「資料の閲覧」と同じ日時及び場所において、入札参加者による提案書類作成の便宜を図るため、「資料1 敷地現況平面図」のCADデータの配布を行う。当該CADデータを希望する入札参加者（予定者）は、本事業に関する窓口にて電話にて予約をすること。

本事業に関する窓口

東根市総務部プロジェクト推進課

所在地：〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

電話：0237 (42) 1111 (内線 3121)

ファックス：0237 (43) 2413

電子メール：project@city.higashine.yamagata.jp

ホームページ：<http://www.city.higashine.yamagata.jp>